

## 理 由

本地区は、平成 26 年 3 月改訂の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ「第 4 次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区である。

現在、地区周辺では年数の経過とともに工場用地、住宅用地、農地が混在した土地利用がみうけられるようになっている。

上記の現状を考慮し、周辺環境と調和した産業用地として、計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものである。